

給 付 金

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」における支援策として、対象となられる世帯に給付金を支給します。

令和4年度住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金

窓 □

福祉課

保護係

0954-23-9235



1世帯当たり
10万円

申請
期限

10月31日(月)

申請期限が迫ってきています。まだ申請されていない方はお早めに申請してください。

●支給対象者

① 世帯の中に、令和4年1月2日以降に転入した方がいる、または課税状況が不明な方がいる世帯

・6月下旬より「申請書」を送付しています。

② 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯員全員が住民税非課税相当(※)となった世帯(家計急変世帯)

・申請書は福祉課またはたけおポータルから取得できます。

※住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額(令和4年1月以降の任意の1か月収入×12倍)が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。

●書類提出先

福祉課窓口へ提出または郵送

●申請書

福祉課窓口またはたけおポータルからダウンロードできます。



※非課税世帯に該当するかなど、個人情報に関するお問合せは、お電話で回答できません。

窓 □

こども家庭課

給付係

0954-23-9216

令和4年度低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金



対象児童1人当たり

5万円

申請
期限

令和5年2月28日(火)

※当日消印有効

●支給対象者 ※申請が必要な方

ひとり親世帯

- ① 公的年金等を受給していることにより、児童扶養手当の支給を受けていない方
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準になっている方(家計急変者)

ひとり親世帯以外の子育て世帯

- ① 対象児童を養育する方のうち、令和4年度の住民税が非課税の方
- ② 対象児童がおり、令和4年度の住民税は課税されているが、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、年間収入見込額が住民税非課税相当となる方(家計急変者)

※対象児童:平成16年4月2日(障がい児の場合、平成14年4月2日)から令和5年2月28日までに出生した児童

※申請が不要な方(令和4年4月以降の児童手当または特別児童扶養手当受給者で、令和4年度の住民税が非課税の方)には、順次支給しています。

●書類提出先

こども家庭課窓口へ提出または郵送

●申請書

こども家庭課窓口またはたけおポータルからダウンロードできます。

